確認日	: 令和	年	月	日
THE HIGH				

# 【フラット35】中古住宅に関する確認書

(全	品	继	覞	夂	١

(株) ファミリーライフサービス

	/ <del></del>	/	- \

申込人(自署)(氏名) 連帯債務者または連帯保証人(自署)(氏名)

物件所在地 (地名地番)

私(連帯債務者および連帯保証人を含みます。)は、【フラット35】の借入申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。なお、この申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

御山

【表1】の分類1から分類4までのいずれかに該当する住宅(対象住宅)であることを確認してください。また、【表2】の技術基準等のうち、対象住宅に対応するものを確認し てください。

## (ご注意事項)

- 【表1】のどの分類にも該当しない場合または【表2】の番号1が不適合の場合は、融資のご利用に当たって適合証明書が必要です
- (「中古マンションらくらくフラット35(※1)」に該当するマンションは本確認書ではなく、「適合証明省略に関する申出書」を金融機関にご提出ください。) 【表2】の番号2から6までのいずれかにおいて不適合がある場合には、融資の対象となりません。
- ・【表2】の番号2からりまどのいうれいにおいて小廻ロかのの物口には、麻具シスススになりません。 ・【表1】の分類4に該当する場合で、【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型を適用するときは、第二面を併せてご提出ください。 (分類4に該当する場合は、第二面を併せてご提出ください。)

## 【表1】 満合証明手練省略の対象住宅(確認内窓の詳細は記載乗領をご参照ください。)

14	【表1】適合証明手続省略の対象任毛(権認内容の詳細は記載要領をこ参照ください。)							
	分 類	内容確認欄 (いずれかに チェック)	確認内容 (該当する分類の全ての確認内容を確認できること)	確認書類等(*) (複数あるものはいずれかで可)	金融機関 記入欄			
1	築年数 10年以内		・築年数が10年以内の住宅であること。	·検査済証、登記事項証明書等				
			・新築時に【フラット35】の融資を利用していること。	・登記事項証明書 ・売主に確認(※2)				
2	安心R 住宅		・安心R住宅であること。 (借入申込日が安心R住宅調査報告書の検査実施日から1年以内の場合に限る。)	・安心R住宅調査報告書				
			・新築時に【フラット35】の融資を利用していること。	・登記事項証明書 ・売主に確認(※2)				
2	長期優良	長期慢艮	・長期優良住宅認定通知書等					
3	住宅		・築年数が20年以内の住宅であること。	· 検査済証、登記事項証明書等				
4	団体登録 住宅		・購入する住宅が団体登録住宅であること。 (査定時点検日(劣化状況確認日)から1年以内の住宅に限る。)	・基準適合点検シート				
( ) star ) tweet and ) N o a A SUMBLE SOLUTION (								

(\*)確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。

### 【表2】技術基準等の適合確認表(確認内容の詳細は記載要領をご参照ください。)

番号		対象住宅	内容確認欄 (いずれかに チェック)		確認内容 (表1の分類に応じた全ての技術基準等に適合すること(番号7を除く。))	確認書類等 (複数あるものはいずれかで可)	金融機関記入欄
		(52.197///)	適合	不適合	(M. 1977) Miles Office Control of the Control of th	(12300) @ 007100 / 1000 (13)	HONTIN
1	増築・改築 の有無	分類1~分類3 のみ			新築時から増築または改築が行われていないこと。	• 登記事項証明書	
2	住宅の床面積	分類3及び分類4 のみ			・一戸建て住宅、連続建て住宅または重ね建て住宅にあっては、70㎡以上であること。 ・共同建て住宅にあっては、30㎡以上であること。	・登記事項証明書等・基準適合点検シート(※4)	
3	併用住宅 の床面積				≪併用住宅(※3)の場合のみ≫ ・住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注)併用住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	<ul><li>・販売チラシ</li><li>・登記事項証明書等</li><li>・直接、目で見て確認</li><li>・基準適合点検シート(※4)</li></ul>	
4	戸建形式等				≪共同建て住宅または重ね建て住宅の場合のみ≫ ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 (注)共同建て住宅および重ね建て住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	・火災保険証券・基準適合点検シート(※4)	
5	接道				原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	・確認済証または検査済証 ・直接、現地で計測 ・基準適合点検シート(※4)	
6	規格	分類4 のみ			原則として2以上の居住室、炊事室、便所および浴室(浴槽を設置したもの)があること。	・基準適合点検シート	
7	【フラット35】S 【フラット35】 維持保全型				第二面において別途確認 (注)基準適合点検シートにおいて、【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型の基準に適合することが確認できない場合は「不適合」にチェックを入れてください。	・基準適合点検シート	

- 「中古マンションらくらくフラット35」とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構があらかじめ確認した中古マンションで、「適合証明省略に関する 申出書」を取扱金融機関に提出することにより、適合証明手続を省略できます。対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト
- # 田舎」 なれな正確、機関に定由することにより、過日証の子配を目前とさます。 外家となる千日マンコンの授業および「過日証の音唱でに関する中田舎」の中間が広については、フラット35ッキー (www.flat35.com) をご確認ください。

  ※2 新築時の【フラット35】 の融資が【フラット35】 (保証型) であった場合、この確認書を利用して借入申込みができる金融機関は売主が新築時に【フラット35】 (保証型) を利用した金融機関に限られます。また、融資の条件の確認に当たって、当該金融機関が売主が受けた融資に係る情報(融資物件に関するものに限ります。) を利用することについて、売主の同意を得てください。

  ※3 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅(詳しくは記載要額を参照) のことをいいます。
- ※4 基準適合点検シートを用いて技術基準等を確認できるのは団体登録住宅の場合に限ります。

(	金融機関記入欄)				
	表1のチェック箇所	表2のチェック箇所	【フラット35】Sの適用	【フラット35】維持保全型の適用	検査機関コード
	分類1	番号1の「適合」欄	【フラット35】S(金利Bプラン)「省エネルギー性」 適用	適用なし	9993
	分類2	番号1の「適合」欄	【フラット35】S(金利Bプラン)「省エネルギー性」 適用	適用あり	9991
	分類3	番号1~5の「適合」欄	【フラット35】S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」適用	適用あり	9990
	分類4	番号2~6の「適合」欄および 番号7の「不適合」欄	適用なし	適用なし	9992
	分類4	番号2~7の「適合」欄	第二面において適用される基準を確認		